

平素より、法人町民税の申告・納付事務等に格段のご協力を頂きありがとうございます。  
 法人町民税均等割の税率は、下記のとおりです。なお、法人町民税割の税率は、標準税率100分の9.7〔100分の6.0〕となっております。  
 (注)〔〕内の税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

また、平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人町民税の申告書および添付書類については、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により、提出しなければならないこととされました。

〔対象法人〕

(1)事業年度開始時において資本金又は出資金の額が1億円を超える法人

(2)相互会社、投資法人、特定目的会社

〔適用日〕

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用

法人等の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により、均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険事業法(平成7年度法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの。(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険事業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所または寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの。	年額 5万円
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が、1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの。	年額 12万円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が、1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの。	年額 13万円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が、1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を越えるもの。	年額 15万円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が、1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの。	年額 16万円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が、1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの。	年額 40万円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が、10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を以下であるもの。	年額 41万円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が、10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの。	年額 175万円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が、50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの。	年額 300万円